

平成29年度司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明

当会は、2012年（平成24年）2月10日開催の臨時総会において、弁護士人口の急増の結果、司法修習生の就職難、弁護士としてのOJT（on the job training）不足などにより、法曹としての知見を研鑽する機会が不十分となるとともに、法曹志願者の減少により、有為な人材を確保することができなくなることから、法曹の質を著しく低下させ、ひいては、国民の権利・自由を実効的に保障することができなくなる危険性を指摘し、早急に司法試験合格者数を年間1000人以下とすることを求める決議をした。その後も、再三に亘って、会長声明を発するなどして、司法試験合格者数につき年間1000人を目標にした減員を速やかに進めるよう、強く求めてきた。

さて、現在、法科大学院を中核とする法曹養成制度によって経済的負担が増大するとともに、就職難等もあいまって、法曹志願者の激減といった事態を招いている。

実際、本年度の司法試験受験者数は5967人であり、ピークであった平成23年度の受験者数の約68%に過ぎない。また、直近3年間で見ても、平成27年度に8016人であった司法試験受験者数は、昨年度は6899人、本年度は5967人と減少の一途をたどっている。

ところで、2015年（平成27年）6月30日に、政府の法曹養成制度改革推進会議が「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において「司法試験の合格者数を年間1500人程度は輩出すべき」との方針を決定している。しかしながら、このように司法試験の受験者数が減少を続ける中で、同方針に拘泥する必要はまったく存しない。むしろ、同会議も指摘するように、司法試験合格者数は、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきではないことは明らかである。

昨年度の司法試験の最終合格者は1583人であり、合格率は22.95%であるから、法曹の質の維持・向上のためには、本年度の合否判定にあたっても、少なくとも、昨年度と同程度の合格率が維持されるべきである。

そこで、当会は、平成29年度司法試験の合否判定にあたって、1500人程度とされる合格者数の確保のみが優先されるべきではなく、司法を担う法曹の質の維持・向上の要請を踏まえた厳正な判定が行われることを強く求めるものである。

2017年(平成29年)7月27日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大